

令和2年11月19日

各部署長 殿

理事（教育・附属学校園担当）

丹 沢 哲 郎

令和2年度後学期の授業科目の成績評価等について

現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、本年度後学期の授業科目の成績評価等については以下のとおりとしますので、各部署の教職員等に周知し、遺漏なく対応願います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、以下の方針についても適宜見直すものとします。

記

1. 後学期の授業科目の成績評価（期末試験の実施を含む。）について

- (1) 令和2年度行事予定表に記載の週（令和3年2月4日（木）～10日（水））に、学生を大学に登校させて教室等で後学期の期末試験（以下「対面による後学期試験」という。）の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について（令和2年5月15日新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部決定（令和2年9月9日一部改正）」（以下「対面授業実施上の留意事項」という。）に記載の3密対策等の感染防止対策を十分講じた上で、後学期の対面授業の上限（50%以内）によらず、各教室の従来の試験定員（約3分の2など）を上限として実施することができるものとする。（後学期の対面授業の実施に関しては、引き続き1つの授業の学生数を教室の収容定員の50%以内とする。）
- (2) 今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面による後学期試験の実施が困難な場合は、当該試験は実施せず、オンライン上で提出させるレポート、小テスト等、学生が大学に登校しなくても対応可能な方法により成績評価を行うものとする。
- (3) 令和2年9月11日付け理事（教育・附属学校園担当）通知「令和2年度後学期の授業について」において、学生から、感染リスクを考慮し対面授業の欠席の申出があった場合には、前学期と同様、後学期についても、対面授業の欠席を認め、欠席扱いにはしない取扱いを継続しており、これに該当する学生の成績評価（単位認定）は、オンライン上で提出させるレポート、小テスト等、学生が大学に登校しなくても対応可能な方法により成績評価を行うものとする。
- (4) 学務情報システムへのアクセス集中等の理由により、システムの応答遅延や一時的な通信エラーにより課題提出が遅れた学生については、救済措置等を講じること。

2. 後学期の補講について

- (1) 令和2年度行事予定表に記載の後学期の補講日（令和3年2月3日（水））に、対面授業形式による補講を実施する場合は、通常の対面授業と同様、「対面授業実施上の留意事項」に基づき、3密対策等の感染防止対策が講じられていることを実施の要件とする。（各授業の学生数は教室の収容定員の50%以内とする。）
- (2) 令和2年度行事予定表に記載の後学期の補講日（令和3年2月3日（水））以外の日に、各部局長の判断で、対面授業形式による補講を実施することができることとするが、上記（1）と同様、「対面授業実施上の留意事項」に基づき、3密対策等の感染防止対策が講じられていることを実施の要件とする。
- (3) 各部局において、上記（1）又は（2）により対面授業形式で補講を行う科目が生じた場合又は在宅授業形式で補講を行う科目が生じた場合には、学務情報システム等により、速やかに学生にその旨を周知すること。

【本件担当】

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp